プレスリリース
平成２８年７月１２日

独立行政法人
自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

不正改造車を排除する取り組みの実施結果（平成 ２７ 年度）

［ カスタムカーショーで２６台の出展車に文書による注意喚起 ］
［ 自動車用品店で３９件の自動車部品・カー用品に注意喚起 ］

独立行政法人自動車技術総合機構（略称：自動車機構）は、不正改造車の排除を目的として、平成１８年から自動車用品店での自動車部品・カー用品の実態調査並びにカスタムカーショーにおける不正改造防止の啓発活動に取り組んでおります。
平成２７年度におけるこれら取り組みの結果をお知らせします。

◇カスタムカーショーにおける不正改造防止の啓発活動◇

本年１月から３月にかけて、全国主要都市で開催された４ヵ所のカスタムカーショー（東京オートサロン、大阪オートメッセ、名古屋オートトレンド、福岡カスタムカーショー）において、自動車検査官延べ３７名を派遣し、展示された改造車両２，２６６台（昨年２，２０５台。グラフ１参照）を検査しました。その結果、保安基準に適合していないにもかかわらず公道走行できない旨を明示していなかった展示車両の出展者に対し、文書（２６台）又は口頭（５３台）により注意喚起を行いました。

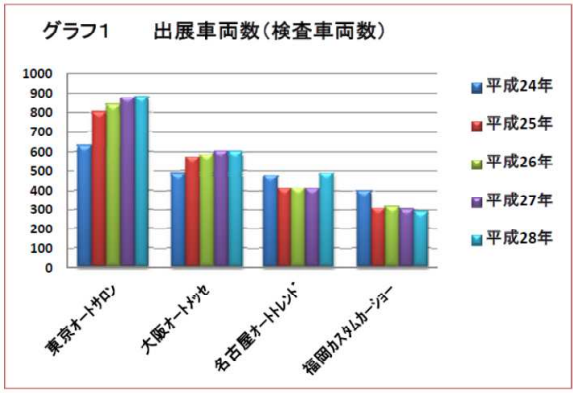

装置毎の基準不適合箇所数は昨年の３０６件から１０１件となり、大幅に減少しており、内訳は窓ガラスへの貼付物とタイヤ・ホイールの突出等で全体の８１％を占めました。（グラフ２参照）

この啓発活動も１１年目を迎え、主催者及び出展者の方々の協力と不正改造に対する理解が回を追うごとに深まってきているところですが、引き続き主催者等との連携を深め、不正改造車の撲滅に向けて強力に取り組んで参ります。

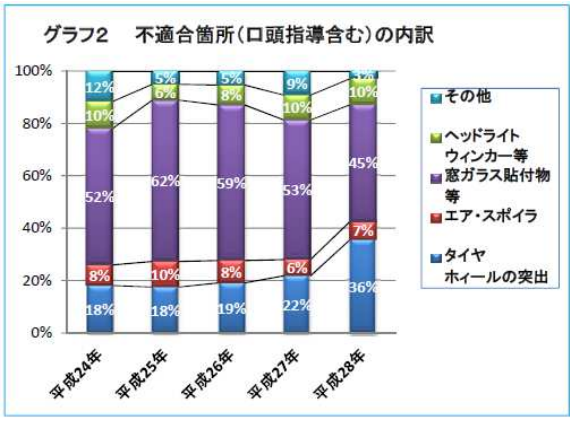

◇自動車用品店での自動車部品・カー用品の実態調査◇

平成２７年度に、（一社）自動車用品小売業協会（ＡＰＡＲＡ）の協力を得て、全国各地のカー用品ショップの２０店舗に自動車検査官を派遣し、陳列されている自動車部品及びカー用品の基準適合性について、特に「車検対応品」等の表示がされている自動車部品及びカー用品を重点に調査を実施しました。

調査をした結果、取付位置や取付方法によっては基準に適合しなくなるおそれのある自動車部品・カー用品が全体で３９件（昨年６１件）見受けられたため、当該店舗に対して購入者への適切なアドバイスを行うよう注意喚起を行いました。(内訳はグラフ３及び表１参照)

注意喚起を行った自動車部品・カー用品の３９件の内訳では、部品・用品の種類が６種類、製造業者別が２５社あり、その中で最も多かった部品・用品としては、ステッカー、吸盤式のミニミラー及びスマホスタンド等の窓ガラス貼付物等が１３件ありました。

グラフ３　基準に適合しなくなるおそれのある部品等の内訳

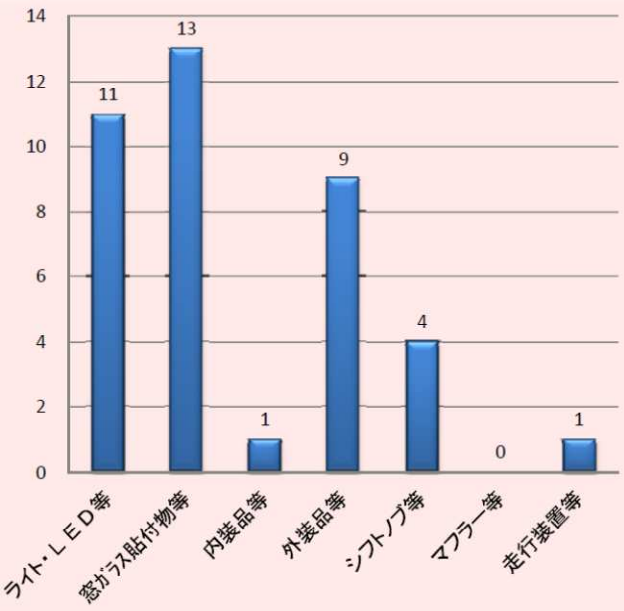

表１　基準に適合しなくなるおそれの具体的事例

部品・用品種別	基準に適合しなくなるおそれの内容
・ライト・ＬＥＤ等（反射材含む）	装備が義務付けられている灯火以外で点滅する灯火、赤色灯火又は後面に白色灯火の取付、前面に赤色反射器の取付
・窓ガラス貼付物等	前面ガラス、運転者席又は助手席のガラスに貼付すると運転者の視野を妨げるなるおそれがある吸盤式ミニミラー・ステッカー・フイルムの貼付（窓用フイルム等は透過率の基準あり）
・内装品等	難燃材の基準に適合しないおそれがある装飾品の取付
・外装品等	車体外装基準に適合しない自動車部品及び装飾品の取付
・シフトノブ	交換することにより運転者の見やすい位置にシフトパターンの表示がなくなるおそれがある
・走行装置等	ホイールスペーサ等を装着した場合にタイヤがフェンダから突出するおそれがある

自動車機構では、今後も関係団体と協力し不正改造防止の啓発活動に取組み、自動車の安全性の確保及び環境の保全に努めて参ります。

お問い合わせ先
〒160-0003東京都新宿区本塩町8-2　住友生命四谷ビル
自動車機構本部　検査部検査課　森下、高橋
電話０３－５３６３－３４４１（代表）
FAX０３－５３６３－３３４７